

令和３年３月定例教育委員会会議録

- １．開催日時 令和３年３月２５日（木）１３時２８分～１５時２３分
- ２．開催場所 日野町役場 ２０２会議室
- ３．出席委員 今宿綾子教育長、谷 信代教育長職務代理者
西村吉弘委員、吉澤正義委員、神川貴子委員
- ４．出席事務局員 教 育 次 長：望主 昭久
学 校 教 育 課：参事 吉村 俊哲 参事 小椋 慶洋
生 涯 学 習 課：課長 吉澤 増穂 参事 加納 治夫
図 書 館：館長 長谷川 毅
子ども支援課：課長 宇田 達夫

今宿 教育長	日程１ 開会 それでは、本日は３月定例会でございます。進めさせていただきたい と思います。よろしくお願いいたします。 ~~~~~
	日程２ 教育長あいさつ (教育長あいさつ) ~~~~~
今宿 教育長	日程３ 前回議事録の報告 それでは、本日の定例会、議事日程に基づいて進行をいたします。 日程３の前回議事録の報告についてでございますが、お手元に配付の 議事録のとおりでございます。皆様においてご覧いただきまして、異な るところがありましたら事務局まで連絡をお願いしたいと思います。 ~~~~~
今宿 教育長	日程４ 経過報告 続きまして、日程４の経過報告に移らせていただきます。 (経過報告)
今宿 教育長	以上、経過報告でございました。ただいまの経過報告につきまして、 ご質問等ございましたらお出しいただきたいと思います。

西村 委員	この間、幼稚園の卒園式と小学校の卒業式に参加させていただきました。いろいろと工夫を凝らしていただいて、それぞれ立派な式典に仕上げてください、良かったと思います。日野幼稚園では、卒園児の成長した姿に保護者が感激して涙されているような光景があって、大変感動的でした。 また、小学校の方は西大路小学校へ寄せていただきましたけれども、来賓の方々も従来通りご招待されて、地域を挙げての卒業式をしていただいたということで、大変有意義だったと思います。9名の卒業生、来賓席が16名ということで、村を挙げてというイメージでした。 以上がご報告です。 続いてご検討いただきたいことが1点ございます。と申しますのは、予算審議の件です。前回2月の定例会で予算を提案いただいたのですが、その定例会の日の朝、新聞を見たら、小中学校の学習支援員配置に2,500万円充てるとか、前日にプレス発表をなさっていますから、当然予算の内容が記事として掲載されている。教育委員会の意見は未だ申しあげていないのに、何かおかしい感じがですね。 地教行法の29条には教育委員会の意見聴取ということで、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。」と書いてあります。議会に提案する前に教育委員会の意見を聞くタイミングというのは、作成する段階と、法律はそうなっているわけです。 ところが、今年の場合を見ていても、いろいろ事務方と協議をいただいて、こういうふうな予算でいこうということをお決めいただいたものをプレス発表されて、それから教育委員会にその案件をかけるということになっているわけですね。これはどう見てもこの法律の趣旨からいくとおかしいのと違うかなと思ひまして、もちろん、作成しようとするときはといっても、ふと思いついたときとか、そういう意味ではなくて、やはり然るべき案件として固まりましたら、その段階で教育委員会にかけていただいて、そこでその決定を経てからプレス発表はしていただきたいなと思うわけです。 そうでないと、言葉が過ぎるのであまり言わない方がいいかもわからないけれども、要は、教育委員会の委員が合議で物事を決定するという、そのところが軽んじられているのと違うかと、こういうことなるわけ
-------	--

	ですね。それがポイントではないかなと思いますね、運び方として。だから、プレス発表が２５日ということであれば、少なくともそれ以前に定例会で教育委員会としての意見を決定しておくということでないといけないし、定例会の日程が２６日だったら、決定してからプレス発表していただくとか、そんなことが必要ではないかと思ひまして、その点につきましては今後ご検討いただきたいと思ひます。
今宿 教育長	貴重なご意見をありがとうございます。
望主 次長	ありがとうございます。議会の議会運営協議会というのが２２日にありまして、その場では公式にお伝えをしております。議会との関係もごひますし町長の日程とのタイミングもあり、今回は２５日ということです。議会にかけて正式に決定いたしますので、プレス発表は変わる可能性もごひますので、その辺は微妙なことかなと思ひています。 ただ、ご意見として頂戴したことにつきましては、総務課にも伝えて、その辺の日程などをしっかりしたいと思ひます。 ただ、いつもそうなんですが、タイトな中で予算編成をやっていますので、日程とか印刷物の関係等もごひますので、可能な限り考えさせていたいただきたいと思ひます。ありがとうございます。
今宿 教育長	貴重なご意見をありがとうございます。私たちがしていることというのは、法に則っているものでありますので、その観点でご指摘いただいたことはまさにそのとおりだと思ひます。そのことについてはしっかりとご意見が反映できるようにさせてもらいたいと思ひます。 それから、新制度になりまして総合教育会議が町長主催で開催されるようになったわけでごひます。スタートの初年度は、１０月・１１月の予算について考え始めるその前に、総合教育会議で今後の教育についての思いや、またそれに伴う予算も含めた要望なども聞いていただけるチャンスとして位置づけていました。そうした原点にもう一度しっかり返り、また教育委員さんのご意見をいただく機会を確保し、予算の説明もしっかりしていきたいと思ひます。ありがとうございます。
西村 委員	２５日にプレス発表があつて、２６日に定例会があるという日程に関しては、１月の定例会の時に報告があつたのです。私は本来その時に今日申し上げたことは言うべきであつたという反省はしております。 また、先月の定例会は審議事項が多いうえに、時間的な制約もあつて、

	このことを申し上げるタイミングとしてはまずいと思いましたが、発言を控えました。そのような経過から今日は今後のご検討をお願いするという立場で私の意見を申し上げたということでございます。 民主主義において物事を運ぶ手順というのは非常に大事だと思いますし、法に定められているルールというのは歴史の積み重ねがあって今日のものが仕上がったと思いますので、その辺のところどうぞよろしくお願いいたします。
今宿 教育長	ありがとうございます。そのほか質問やご意見等ございましたらお願いいたします。 (なし)
今宿 教育長	よろしいでしょうか。それでは、ほかにご意見等ないようでございますので、日程５の議事に入りたいと思います。 非常に多くの議事を今日はお願いしますので、できるだけ効率的に進めたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。 ~~~~~
今宿 教育長	日程５ 議第９号 令和３年度学校医等の委嘱について 「議第９号 令和３年度学校医等の委嘱について」を議題といたします。事務局から提案をお願いします。 (提案説明)
今宿 教育長	ただいまの提案説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。
西村 委員	特に異議ありません。
今宿 教育長	ありがとうございます。それでは、ほかにも質問、ご意見もないようですので、承認することとさせていただきますのでよろしいでしょうか。 (異議なし)
今宿 教育長	ありがとうございます。それでは、「議第９号 令和３年度学校医等

	の委嘱について」を承認することといたします。 ~~~~~ 日程 5 議第 10 号 日野町共同学校事務室室長の任命について 続きまして「議第 10 号 日野町共同学校事務室室長の任命について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。 (提案説明)
今宿 教育長	以上でございます。ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いいたします。 (なし)
今宿 教育長	よろしいでしょうか。ありがとうございます。 それでは、質問、ご意見もないようですので、承認することとしてよろしいでしょうか。 (異議なし)
今宿 教育長	それでは、「議第 10 号 日野町共同学校事務室室長の任命について」を承認することといたします。 ~~~~~ 日程 5 議第 11 号 日野町地域学校協働活動推進員の委嘱について 続きまして、「議第 11 号 日野町地域学校協働活動推進員の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いいたします。 (提案説明)
今宿 教育長	以上、6 名さまの委員の委嘱について、ご審議いただきたいと思います。新任の委員さまが 3 名、継続の委員さまが 3 名ということで、計 6 名の方をお願いするということでございます。ご質問等ございませんでしょうか。

今宿 教育長	(なし) よろしいでしょうか。ありがとうございます。 それでは、「議第 1 1 号 日野町地域学校協働活動推進員の委嘱について」を承認することといたします。 ~~~~~
今宿 教育長	日程 5 議第 1 2 号 日野町社会教育委員兼ねて日野町公民館運営審議会委員の委嘱について 続きまして「議第 1 2 号 日野町社会教育委員兼ねて日野町公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案説明をお願いいたします。 (提案説明)
今宿 教育長	以上、提案説明が終わりました。説明に対しましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。新たに新任として 2 名の方、そして継続の方が 5 名ということでの提案でございます。 (なし)
今宿 教育長	よろしいでしょうか。ありがとうございます。 それでは、「議第 1 2 号 日野町社会教育委員兼ねて日野町公民館運営審議会委員の委嘱について」を承認することといたします。 ~~~~~
今宿 教育長	日程 5 議第 1 3 号 日野町文化財保護審議会委員の任命について 続きまして「議第 1 3 号 日野町文化財保護審議会委員の任命について」を議題といたします。お願いいたします。 (提案説明)
今宿 教育長	以上の提案でございます。この委員の方につきましても、1 名が新任ということで、あと 4 名の方につきましては継続をお願いしているというものでございます。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

今宿 教育長	ございませんでしょうか。 (なし) ありがとうございます。それでは、特にご質問、ご意見もないようですので、「議第 13 号 日野町文化財保護審議会委員の任命について」を承認することといたします。ありがとうございます。 それでは、進めさせていただきます。 ~~~~~
今宿 教育長	日程 5 議第 14 号 日野町要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給規則および日野町立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について 次に「議第 14 号 日野町要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給規則および日野町立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案説明をお願いいたします。 (提案説明)
今宿 教育長	以上の提案説明でございます。このことにつきましては、押印廃止の観点で行政関係書類を見直しましたところ、押印の必要がないと思われるものにつきまして、「㊞」の文字を省いたというものでございます。ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。
西村 委員	政府がこうした文書に判子を押すということをやめたらどうかということ、もうひとつ電子的な方法での認証とか、そういったことで事務の効率化を図ろうとおっしゃったことにつきましては理解をしております。 ただ、紙で文書を取り交わす場合は、どういう役割があるかということを考えてみますと、1つは意思確認、例えば申し込む意思とか、その内容を承知したうえで了解しましたとか、そういう意思表示の問題。それと、後日紛争が起こった時の、いわば証拠書類となるという側面があると思うのです。だから、文書に基本的には署名を求める。私もサラリーマン時代によくお世話になった手形法・小切手法などには、手形・小

	切手の振出しにあたっては署名を要すると定められていますね。署名に代えて記名押印でもいいということが商法 32 条に定められています。署名するということは、自らその内容を確認して自分が自署するわけですので、確実だと思います。個人の場合は、そうして署名することがぴったりいきますね。 ところが、法人は、いちいち代表権限のある代表者が自署するかというのはなかなか実務上難しい問題がある。一般的には記名押印の形が多いと思います。 個人の場合も署名でなくて記名という場合がありますね。例えば氏名のゴム印がありますね。この場合は、押印の要否が問題になりますね。 それから、法人の場合、あるいは人格なき社団、今回ご提案いただいておりますのもそういう法人、あるいは人格なき社団が申請する申請書というのがあるのですけれども、その場合はどうか。この辺をお答えいただきたいと思います。
吉村 参事	おっしゃるとおりかと思います。個人につきましては署名、そして個人の権利関係に関するこういった申請書類に記名の場合は、押印を求めていくことになるかと町でも考えております。 団体につきましては、一旦は押印欄を廃止するわけですが、代表者であるかどうかを確認して、押印するかどうかを受付の際に判断することになると思っています。役場として統一した対応をしていきたいと考えております。
望主 次長	書式としても、㊟はなくして記名で、自署の場合はそれでいいのですね。
吉村 参事	そうですね。
西村 委員	個人の場合は署名が一番いいと、これはお互いにわかったことですね。先ほど言った記名、ゴム印が押してある場合はどうかということですね。
吉村 参事	記名の場合は、記名押印を求めることになります。
西村 委員	私、書式に㊟をなくしてもいいのですが、その辺はどうですかね、この申請の用紙を持ってこられて、署名ではなくて名前の記名印が押し

	てあって押印がしてないというケース、窓口でトラブルるのではないですかね。「こういう場合は判子が要ります」と言っても、「㊞と書いてない」ということになるに決まっている。 様式を急いで直さないといけないものですか。
吉澤 課長	基本的な考え方の書類がありませんでしたので説明が不十分でしたが、加えて説明させていただきます。 本人申請等で先ほどからおっしゃっている部分で、申請書・届出書、個人の分についてですが、今後については「署名のみ」または「記名＋押印」というのが基本的な考え方になっておりますので、先ほど委員がおっしゃっていただいたようなゴム印等について、本人の自筆でないと認められるものについては押印をするということが必要だということで、書式上は㊞を様式から除きますが、必要に応じて押印をすることが必要になってくるというところでございます。 それと、覚書など相互の同意により締結するものについては、契約行為の意思とみなして、現行どおり押印は求められるということで廃止は行わないと、こういう部分での町の基本的な考え方が示されておりますので、それに基づいた形で今回の部分もさせていただくということでございます。
望主 次長	請求書もですね。
吉澤 課長	はい、申請については省略できますが、請求書については引き続き押印を要するものとされておりますので、様式の中でも、交付申請をしてそのあと請求書を出す場合については、㊞は残すということになっております。
今宿 教育長	その場合の㊞を省いてもよいものというのが、本日提案されているということになりますね。 貴重な観点でご指摘いただきましたが、その点で押印が必要な場合と必要でない場合ということについて、しっかり理解して認識して窓口でしっかり対応できるよう、今後意思統一や、研修が欠かせないと思われます。
望主 次長	要保護・準要保護の申請につきましても、学校を通じてお願いしておりますので、通知文については自署であったり、そのようなことも、し

	かるべき時間までは変えていかないと、混乱を招くと思いますので、こちらから「この場合はこうですよ」というのを一旦書かせてもらうとかいう方法もあるかと思いますが、町全体が押印をなくしていくという方向ですので、教育委員会部局といたしましても同じような取扱いをさせていただくのが基本かなと思っていますので、混乱はないように、事務手続き上お知らせをするような形でさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。												
西村 委員	ご説明いただいて、私の思っているのと基本的には全く同じご説明をいただきましたし、その点、内容は特に異議はなしということになるわけでございます。窓口云々という話は、またそれなりのご対応をいただくということで、よろしくお願いいたします。												
今宿 教育長	また、いろんなケースがあるということも想定しながら、方向性としては不必要な押印を廃止していくという流れの中で、意思確認と今後のいろんなトラブルなどを防ぐといったことも含めて、きっちりと取り組んでいくよう心がけます。ありがとうございます。 それでは、ほかにご意見ございましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (なし)												
今宿 教育長	それでは、「議第 1 4 号 日野町要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給規則および日野町立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認することとさせていただきます。ありがとうございます。 ~~~~~ <table><tr><td>日程 5</td><td>議第 1 5 号</td><td>日野町人権啓発推進活動補助金交付要綱の一部改正について</td></tr><tr><td>日程 5</td><td>議第 1 6 号</td><td>日野町社会教育関係団体等補助金交付要綱の一部改正について</td></tr><tr><td>日程 5</td><td>議第 1 7 号</td><td>日野町地区公民館社会教育活動補助金交付要綱の一部改正について</td></tr><tr><td>日程 5</td><td>議第 1 8 号</td><td>日野曳山祭保存継承事業補助金交付要綱の一部改正について</td></tr></table>	日程 5	議第 1 5 号	日野町人権啓発推進活動補助金交付要綱の一部改正について	日程 5	議第 1 6 号	日野町社会教育関係団体等補助金交付要綱の一部改正について	日程 5	議第 1 7 号	日野町地区公民館社会教育活動補助金交付要綱の一部改正について	日程 5	議第 1 8 号	日野曳山祭保存継承事業補助金交付要綱の一部改正について
日程 5	議第 1 5 号	日野町人権啓発推進活動補助金交付要綱の一部改正について											
日程 5	議第 1 6 号	日野町社会教育関係団体等補助金交付要綱の一部改正について											
日程 5	議第 1 7 号	日野町地区公民館社会教育活動補助金交付要綱の一部改正について											
日程 5	議第 1 8 号	日野曳山祭保存継承事業補助金交付要綱の一部改正について											

今宿 教育長	続きまして、「議第１５号 日野町人権啓発推進活動補助金交付要綱の一部改正について」から「議第１８号 日野曳山祭保存継承事業補助金交付要綱の一部改正について」までの４件につきましては、今ご意見いただきましたことと改正目的が同じであるというものでございますので、一括してお諮りさせていただきたいと思います。 それでは、事務局から説明をお願いいたします。 (提案説明)
今宿 教育長	提案説明を終わらせていただきましたが、ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問がございましたらお出しいただきたいと思います。先ほどご意見いただきましたことにつきましては、先の議第１４号の時にいただきましたご意見を反映させていただきたいと思っております。そのほか、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 (異議なし)
今宿 教育長	それでは、「議第１５号 日野町人権啓発推進活動補助金交付要綱の一部改正について」および「議第１６号 日野町社会教育関係団体等補助金交付要綱の一部改正について」ならびに「議第１７号 日野町地区公民館社会教育活動補助金交付要綱の一部改正について」さらに「議第１８号 日野曳山祭保存継承事業補助金交付要綱の一部改正について」の４件につきまして、承認することとさせていただきたいと思います。ありがとうございます。 ~~~~~
今宿 教育長	日程５ 議第１９号 日野町少年少女科学活動推進団体補助金交付要綱の廃止について
	それでは、続きまして「議第１９号 日野町少年少女科学活動推進団体補助金交付要綱の廃止について」を議題といたします。事務局からお願いいたします。 (提案説明)
今宿 教育長	ただ今の説明でございますが、ご意見がございましたらお願いいたし

	ます。 このことにつきましても、見直しの中で提案させていただいているものでございます。社会教育関係団体の補助金要綱の中で、活かしていくという考え方でございます。よろしくお願いいたしますと思います。 (なし)
今宿 教育長	それでは、「議第 19 号 日野町少年少女科学活動推進団体補助金交付要綱の廃止について」を承認することとさせていただきます。 進めさせていただきます。 ~~~~~
今宿 教育長	日程 5 議第 20 号 令和 3 年度日野町教育方針について 続きまして、「議第 20 号 令和 3 年度日野町教育方針について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。 (提案説明)
今宿 教育長	令和 3 年度日野町教育方針につきましては、事前にご覧いただきまして、貴重なご意見を頂戴いたしました。その中で、ご意見を反映させていただいた部分、また文字・語句の訂正に努めた部分等を本日お示ししているところでございます。ご意見ございましたらお願いいたします。
西村 委員	いろいろと意見を提出させていただきましたが、それをお汲み取りいただきまして、感謝しております。どうもありがとうございました。
今宿 教育長	よろしいでしょうか。このことにつきましては、本日の夕方から臨時の校長会等を開き、各学校また関係団体等にも示していきたいと思えます。ありがとうございます。 それでは、特にほかに質問もないようでございますので、「議第 20 号 令和 3 年度日野町教育方針について」を承認することといたします。ありがとうございました。 ~~~~~
今宿 教育長	日程 5 報第 1 号 日野町立小中学校の学校評価について 次に、議事日程につきましては「議第 21 号 日野町職員の人事異動

	に伴う主任級以上の任免について」とさせていただいているわけですが、人事案件になりますので、このことについては後ほどご審議いただくこととさせていただき、先に「報第1号 日野町立小中学校の学校評価について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。 (説明)
今宿 教育長	いろんな評価をいただいたものを経て、最後にまとめたものでございます。ご忌憚のないご意見もいただく中で、それぞれの学校が特色ある学校づくりに真剣に努めていく思いをご覧いただけるかと思います。お気づきの点があればご意見をいただきたいと思いますし、また令和3年度の教育活動についても、こんな力点があったのか、また今後の方向性について参考にしていただければと思います。ご質問やご意見がありましたらお出しいただきたいと思います。
望主 次長	パソコンだからできることですね。手書きではこれだけ細かくは書けないですね。
小椋 参事	(様式1)の方に「重点」が書いてありますので、(様式2)の方に重点を省くようにというか。
望主 次長	省いて、ご意見を書く方が。
今宿 教育長	同じことが書いてありますね。見やすいですね。
小椋 参事	校長の相互評価は手書きでしているのです。それを集まったものをまた校長が打ち直しているのです。
今宿 教育長	自己評価も校長各自の自己評価でありますので、A B Cの観点は、どちらかというと、校長各自の受け止めになります。Cに表しているところはまた今後の課題であると思っているところですし、Aについては力を入れた、成果もあつたと考えているところではないかと思います。 またゆっくりご覧いただきたいと思います。 ~~~~~

	日程 6 今後の予定等
今宿 教育長	それでは、一旦議事を終了いたしまして、「日程 6 今後の予定等」について、学校教育課から説明をお願いしますでしょうか。 (説明)
今宿 教育長	以上でございます。4月の予定も、コロナの状況もなかなかわからないわけでございますけれども、しかし、学習をできるだけ止めずに、できることでやっていこうという計画になっております。 今後の予定でございました。 ~~~~~
	日程 7 その他
今宿 教育長	それでは、続きまして「日程 7 その他」に移らせていただきます。順次説明をお願いします。 (説明)
今宿 教育長	ただ今の説明について、ご意見等ございましたらお願いします。 (なし)
今宿 教育長	よろしいでしょうか。それでは、ご意見等ないようでございますので、各課から連絡事項があればお願いします。 (連絡事項)
今宿 教育長	それでは、ここで暫時休憩に入ります。 (休憩)
今宿 教育長	時間が参りましたので、再開させていただきます。 ~~~~~
	日程 5 議第 21 号 日野町職員の人事異動に伴う主任級以上の任免について

今宿 教育長	それでは、「議第２１号 日野町職員の人事異動に伴う主任級以上の任免について」の説明をお願いいたします。 (提案説明)
今宿 教育長	ただいまの提案に対しまして、ご質問ございましたらお願いいたします。 (なし)
今宿 教育長	それでは、ないようでございますので、「議第２１号 日野町職員の人事異動に伴う主任級以上の任免について」を承認することとさせていただきます。 (異議なし)
今宿 教育長	ありがとうございます。異議なしと認め、「議第２１号 日野町職員の人事異動に伴う主任級以上の任免について」を承認とさせていただきます。 ~~~~~ 日程８ 閉会
今宿 教育長	以上をもちまして３月の定例会を終了させていただきますが、その前に少しごあいさつをさせていただきたいと思いますので、お時間を頂戴したいと思います。 (教育長あいさつ) (教育次長あいさつ)
今宿 教育長	それでは、以上をもちまして定例会を終えさせていただきます。また皆様、お元気で。ありがとうございました。 (閉会)